

富谷町監査告示1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

平成26年2月7日

富谷町代表監査委員 阿部 功